

家賃払えない そんな時は

新型 コロナ

世界の主な国・地域の感染者数と死者数

7日午後5時現在。感染者の多い15カ国と日本と往來の多い10の国・地域。米ジョンズ・ホプキンス大の集計から

	感染者	死者
世界計	1162万6265 前日比(+16万8272)	53万8172 前日比(+3712)
米国	293万8624 (+4万9895)	13万0306
ブラジル	162万3284 (+2万0229)	6万5487
インド	71万9664 (+2万2251)	2万0159
ロシア	68万6852 (+75)	1万0280
ペルー	30万5703 (+2985)	1万0772
チリ	29万8557 (+3025)	6384
英国	28万7291 (+359)	4万4321
メキシコ	26万1750 (+4902)	3万1119
スペイン	25万1789 (+1244)	2万8388
イラン	24万3051 (+2613)	1万1731
イタリア	24万1819 (+208)	3万4869
パキスタン	23万4509 (+2691)	4839
サウジアラビア	21万3716 (+4207)	1968
トルコ	20万6844 (+1086)	5241
南アフリカ	20万5721 (+8971)	3310
中国	8万4889 (+18)	4641
インドネシア	6万4958 (+1209)	3241
フィリピン	4万6333 (+2079)	1303
シンガポール	4万4983 (+183)	26
韓国	1万9181 (+44)	285
豪州	8755 (+189)	106
マレーシア	8668 (+5)	121
タイ	3195 (+0)	58
台湾	449 (+0)	7
ベトナム	369 (+14)	0

厚生労働省フリーダイヤル

感染症・健康相談

0120-565653 午前9時～午後9時

「住居確保給付金」申請が殺到

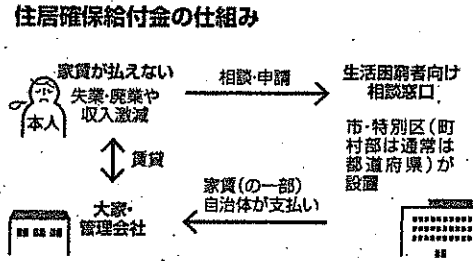
家賃の支払いが厳しくなった人に、その一部を公的に補助する「住居確保給付金」制度。新型コロナウイルスによる家計の悪化で、申請が殺到しています。様々な要件があり、自治体の対応は遅れきみ。どう使えばいいのでしょうか。

「激増です」。横浜市の担当者はそう表現する。3月に11件だった住居確保給付金の申請件数は、4月455件、5月は1488件、6月も「引き続き多い状態」が続いているという。昨年度までは毎月10件程度だった。

激増の要因は、新型コロナウイルスと大層な要件緩和だ。制度の由来は、2008年のリーマン・ショックにある。「年越し派遣村」など、仕事と同時に住まいも失いかねない人の存在が浮き彫りになり、家賃支援の仕組みができた。15年度に始まった「生活困窮者自立支援制度」で、全国の自治体が提供する支援メニューに組み込まれ、賃貸住宅の家賃の一部補助する制度として本格化した。だが、▽仕事を失って2年以上▽65歳未満▽ハローワークで求職活動中などの要件があり、広く使われてはいなかった。厚生労働省によると、18年度の支給決定は全国で4172件だった。新型コロナウイルスを受け、厚労省は4月、要件を次々と緩和した。結果、全国的に申請が殺到している。厚労省によると、4月だけで約2900件の支給が決定。特に大都市で激増が際立ち、昨年度1年間で支給決定が3人だけだった東京都中央区では、今年度は6月末までに369人、同じく

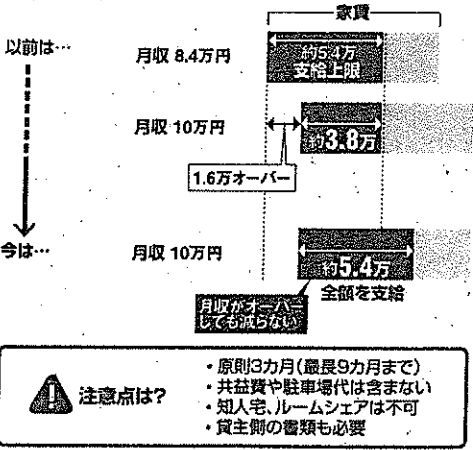
昨年度は47人だった福岡市でも、4月～6月末で1245人。申請数ベースでも、3月に申請14件だった大阪府で4月～6月12日だけで4612件になった。例年の支給が年1000件程度という名古屋市は、4月～6月13日までに約980件を支給決定。当初予算1900万円では足りず、2千余り分にあたる2億4千万円を積み増す補正予算が6月議会で成立した。担当省によると、飲食店など、緊急事態宣言下に休業要請された業種で、アルバイトや非正規で働いている人が目立つ。「資産にも要件があることはあまり知られていません」という。

収入や資産の要件は住んでいる自治体で異なる。東京23区では、単身世帯で月収8・4万円、預貯金50・4万円以下が目安。支給される家賃の上限額も自治体で異なる。東京23区(一部の区をのぞく)は単身だと月約5万4千円。従来、月収が要件(23区の単身で8・4万円)を上回る場合、その分、家賃の支給額を減らされる仕組みだったが、今月からは減額しないように変わった。この変更前に減額されていた人には、差額分が補填される。



主な要件の目安 東京23区の場合(一部の区をのぞく)

	単身	2人世帯	3人世帯
要件1 世帯月収	8.4万円	13万円	17.2万円
要件2 世帯の預貯金	50.4万円	78万円	100万円
支給額の上限(月)	約5.4万円	6.4万円	約7万円



- 注意点は？
- 原則3カ月(最長9カ月まで)
 - 共益費や駐車場代は含まない
 - 知人宅、ルームシェアは不可
 - 貸主側の書類も必要

役所へ4回書類10種類提出の例も

収入や資産の状況を証明するには、勤め先のシフト表など仕事の内容が減少したことがわかるものを給与明細、通勤のコピーなど、多くの書類が必要となる。窓口の混雑が激しい。窓口を避けたい。都市部では郵送で申請を受け付ける自治体もあるが、関西地方の自治体の担当者は「郵送で届くものは書類の不備が非常に多い」と明かす。東京都新宿区の築40年超のマ

簡素化求める声

マンションに住む女性(43)は、昨年末から派遣されてきた電話営業の仕事がなくなるとして収入が激減。このままでは家賃が払えなくなると思い、4月半ば、区の窓口に出向いた。1時間近く待ち、提出書類の説明を受けた。働き先は複数ある。家賃の振込先は貸主側になるため、貸主側の書類も必要だ。生活が苦しいと大家に知られたくなかった。以前は、約10種類の書類をそろえて、再び窓口へ、「貸主側の印鑑が規定と違」と出直しを求められた。4回出向いて認められたという。

明治大学の岡部専任教授は「速やかに支給できるように、書類の簡素化も検討すべきだ」と指摘する。時間がかかれば、その間に滞納が発生しかねない。家賃が払えない人は生活費も苦しいはずだが、生活費の確保には、社会福祉協議会が実施する貸付など、また別の支援制度の利用が必要となる。岡部教授は「住居確保給付金の相談を受けた窓口で、ほかの支援の情報も提供するなど、パッケージで生活を支えていく必要がある」と話す。(山田真生氏・高橋雅彦氏)